

新潟県胎内市（国内5例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和6年11月6日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（約34万羽）

発生家きん舎の構造：セミウインドウレス鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い（直立8段8列、通路5本）

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は、平野部の海岸砂丘上に位置し、周囲は畑と草地、樹林に囲まれ、北西1kmは海岸、南東側1.2kmは水田地帯となっている。
- ② 当該農場には成鶏舎が5棟あり、北から1号鶏舎～5号鶏舎と呼ばれていた。いずれも2階建てのセミウインドウレス鶏舎であった。各鶏舎には、背中合わせの直立8段ケージが4山あり、1ケージ当たりの飼養羽数は6羽程度であった。1号鶏舎の北側にはGPセンター兼更衣室棟（以下「GPセンター」という。）が設置されており、GPセンターから5号鶏舎までは閉鎖系の通路でつながっていた。また、堆肥舎は鶏舎とは別の独立した衛生管理区域内にあり、当該農場用の堆肥舎（鶏用堆肥舎）のほか、系列の豚農場の処理済み堆肥が二次処理のため持ち込まれる堆肥舎（豚用堆肥舎）があった。
- ③ 発生鶏舎は5棟のうち最も南に位置していた。当該農場では、鶏舎側面のロールカーテンの手動開閉による自然換気と、鶏舎奥側のファンの外気温に応じた自動稼働による強制排気により鶏舎内の温度を調節していた。調査時には、ウイルス拡散防止のため、ファンは稼働していなかった。
- ④ 発生時には、5鶏舎すべてで採卵鶏が飼養されており、発生鶏舎の飼養鶏は発生日時点で399日齢であり、強制換羽未実施であった。
- ⑤ 農場から約2.5kmの胎内川と池には、合計で約250羽のカモ類が認められた。また農場から1.8kmの水田には332羽のコハクチョウの群れが採食、休息しており、畔には多数の糞便があった。
- ⑥ 当該農場は2022/2023年シーズンの国内79例目農場（令和5年3月12日発生）と同一であった。

3 通報までの経緯

- ① 飼養管理者によると、発生鶏舎の1日当たりの平均死亡羽数は約7～8羽であったところ、11月5日朝の見回りで一番南側の列の入り口から約80mあたりの6段目及び7段目のケージで固まって計6羽死亡、5羽衰弱しており、また、1階の同じ当たりの4段目のケージでも計5羽死亡、2羽衰弱していたことから、家畜保健衛生所に通報したとのこと。なお、調査時の聞き取りによれば、11月4日にも2階の同じ当たりのケージで8羽死亡していたとのこと。
- ② 調査時、発生ケージ周辺では症状を呈している個体は認められなかった。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場には12名の従業員がおり、6名が集卵室作業及び1号鶏舎での飼養管理、4名が2号鶏舎～5号鶏舎での飼養管理を行っていた。そのほかの2名については、鶏糞処理作業に従事していたとのこと。鶏舎の担当は専従にはしておらず、その日ごとに担当が決められているとのこと。

5 農場の飼養衛生管理

- ① 車両出入口は農場入口の1か所のみで、入口で全ての車両について消毒ゲートで上

下左右からの消毒を実施し、衛生管理区域に入っていた。

- ② 従業員は、GP センターの入口で踏み込み消毒及び手指消毒を行った後、棟内用の靴に履き替えてから入棟し、農場専用の作業着を着用していたとのこと。
- ③ 鶏舎管理担当の従業員は、GP センターから閉鎖系の連絡通路に入る際に、長靴を履き替え噴霧消毒、アルコール等による手指消毒を行ってから各鶏舎に向かい、外に出ることなく各鶏舎に入るとのこと。その後、鶏舎入口で鶏舎専用長靴への履き替え、踏み込み消毒、衣服の噴霧消毒及び手指消毒を行うとのこと。従業員以外の者が鶏舎に立入ることはないとのこと。
- ④ 自社の飼料運搬担当者や集卵業者は、車両消毒ゲートの近くに設置された来場者用更衣室で手指の消毒、農場専用の作業着と長靴の着用、噴霧消毒を行い、運転席には消毒済みのフロアマットを敷くとのこと。
- ⑤ 農場敷地の境界には一部を除き塀や電柵が設置され、農場入口に立ち入り禁止表示がされていた。農場内の車両の通路及び鶏舎周囲のアスファルトには消石灰が散布されていた。消石灰は週1回程度散布していたとのこと。
- ⑥ 飼料タンクは各鶏舎の横に設置されており、上部には蓋が設置されていた。飼料の搬入は毎日行われるが、各鶏舎に設置されたタンクへの追加は3日に1回程度とのこと。
- ⑦ 飼養鶏への給与水は塩素消毒した井戸水を使用しているとのこと。
- ⑧ 飼養管理者によると、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに45日間の空舎期間を設け、鶏舎内の清掃・消毒を行っていたとのこと。最近の導入、廃鶏出荷はなかったとのこと。
- ⑨ 死亡鶏は、各鶏舎の担当者が飼料用紙袋に集め、鶏舎の間の通路に置き、鶏糞作業担当者が毎日夕方に回収し、コンポストへ投入するとのこと。
- ⑩ 鶏糞はコンベアでダンプ積載場所まで運ばれ、ダンプに積載された後、鶏用堆肥舎へ運ばれるとのこと。鶏舎からダンプ積載場所までのベルトラインは閉鎖系の構造になっており、また、ダンプ積載場所については、作業時以外はシャッターが閉められていたことから、これらのラインを通じ野生動物が鶏舎に侵入することは難しいと考えられた。鶏糞ベルトは鶏舎毎に3日に1回程度の頻度で稼働させるとのこと。
- ⑪ 集積された鶏糞は鶏用堆肥舎においてコンポスト化されていた。また、同衛生管理区域内の豚用堆肥舎では、同農場の親会社が所有する他の豚及び鶏農場由来の処理済み堆肥が二次処理されているとのこと。これら堆肥舎での作業者は、入り口で、専用長靴及び作業着への交換をしていたとのこと。堆肥舎脇には防鳥用の爆音機が設置されていた。

6 野鳥・野生動物対策

- ① 農場内では入口付近にある桜並木でカラスを見かけるが、鶏舎エリアの周辺ではあまり見ないとのこと。また、鶏舎内でスズメ等野鳥が侵入することはないとのこと。そのほか、農場内で小動物を見ることはないとのこと。
- ② 鶏舎内ではよくネズミを見かけるため、自らネズミ対策としての殺鼠剤及び粘着シートを設置しているとのこと。調査時、鶏舎内でネズミ類のものと思われる糞が確認された。
- ③ 集卵ベルトはすべて建屋の中を通り、屋外に開放している箇所はなかった。
- ④ 周辺の水田では、多くのハクチョウが認められるとのこと。

7 前回発生以降の改善

- ① 令和5年3月12日の発生を受け、管轄の家畜保健衛生所が以下の指導を行ったとのこと。
 - ・従業員用駐車場が衛生管理区域に含まれていたため、区域外に設定
 - ・堆肥施設での衛生管理の継続徹底

- ・マニュアル、記録簿等の整備状況の再確認と実施の徹底
 - ・交差汚染防止ため、更衣室ロッカーの私服用と農場作業衣服用の分離使用
 - ・ネズミ駆除の徹底
- ② 農場は①の指導を受け、以下の改善を行ったとのこと。
- ・衛生管理区域の再設定
 - ・堆肥施設での飼養衛生管理基準の遵守の再徹底
 - ・マニュアルと記録簿の整理、従業員への教育の実施
 - ・私服と農場作業衣服を別のロッカーに収納
 - ・ネズミ等の対策としてネズミ捕獲用粘着シートの増設、ネズミに齧られた壁の断熱材補修及び鶏舎金網（2 cm 以下）の補修徹底
- 加えて、野生動物侵入防止のため、カラス対策として防鳥用爆音機の新規導入を行ったとのこと。
- ③ 家畜保健衛生所は、農場の経営再開前（令和5年5月25日）に農場へ立入り、②の改善状況を確認。その後、年に1回程度農場を巡回し、直近では令和6年9月17日に立入りを行い、問題がないことを確認しているとのこと。

（以上）